



「人事・賃金制度等の見直し」に対する基本要 求 Part11

◎社宅居住期間制限を廃止すること。

安心・安定した生活ができる住環境制度があってこそ社員が活躍できる！

- ・希望しない異動が繰り返される中、主たる居住地を定められない。
- ・子どもの転校は学業、人間関係、精神面などに深刻な影響を及ぼす恐れがある。
- ・社宅退去を強制する15年ルールが、居住率低下の主因である。
- ・住環境の不安定化は、生活設計を著しく損なうものである。

◎社宅の湯沸器、エアコン、照明器具、換気扇は会社が設置すること。

様々な社員ニーズに対応した「福利厚生」の向上に向け

最低限の生活環境の準備は会社が責任をもって行うべきだ！

- ・入居開始時点で生活できない設備では福利厚生として不十分である。
- ・民間賃貸では標準装備であり、社宅が劣後している。
- ・転勤で別居となると家計への負担が大きくなる。すぐに生活できる最低限の設備については会社で設置するべきである。
- ・社宅により設置している所と設置していない所があるのはおかしい。一律に標準装備とするべきである。
- ・社宅に入居してすぐに住めるようにするための配慮は必要である。

◎社員が希望する所在地の寮に入寮できるようにすること。

社員の生活実態に寄り添った福利厚生の制度が必要だ！

- ・勤務地付近に複数の寮がある場合は、会社が入居する寮を決めることにより、社員の生活環境が損なわれている。
- ・住環境について「多様な暮らし方・働き方を支援」「ライフスタイルに合わせた住まいの選択への支援を拡充」と会社提案の資料に記載されているが、会社により入寮する寮が決められており、住まいの選択ができない。
- ・職場からの距離だけで入居する寮を会社が決めるのではなく、社員が入居できる寮を選択できる環境が必要である。
- ・単身赴任で帰省する場合、地方においては都合よく列車がなく、特急列車など発車時刻に合わせて数時間待つことや自家用車で帰省している社員もいることから「駐車スペースが十分に確保されている寮に入寮したい」など、社員希望で入居できる寮を選択できる環境が必要である。